

いばらき自転車活用推進計画（仮称） 策定の趣旨・位置づけについて

計画策定の背景・趣旨、計画の位置づけ

<背景・趣旨>

- 平成29年5月に自転車活用推進法が施行
 - 自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることなどが目的
- 国の「自転車活用推進計画」が閣議決定(H30.6)
- 地方自治体も、国の計画を踏まえ、地域の実情に応じた施策を定めた計画を定めるよう努めることとされている

茨城県の政策課題

- 急速な高齢化の進展や生活習慣疾患の増加，子どもの運動能力の低下
- 「モノ消費」から「コト消費」への消費スタイルのシフト等インバウンドを含めた新たな観光需要の喚起

法の目的に照らし、本県の課題を克服



いばらき自転車活用推進計画（仮称）の策定
（H30年度）

【参考】

- 茨城県では、平成28年6月に「水郷筑波サイクリング環境整備総合計画」を策定し、各種サイクリング環境整備を推進
- 国内有数の長さのサイクリングコース「つくば霞ヶ浦りんりんロード」開通(H28.11)
- 全国初の駅直結型のサイクリング拠点施設「りんりんスクエア土浦」開業(H30.3)等



<計画の位置づけ>

- 自転車の活用を全県で総合的，計画的に推進するための計画として位置づけ

「新しい茨城づくり」政策ビジョン （平成29年12月）

